

児童虐待発生の「社会要因」に関する分析

宮 寺 良 光

近年、児童虐待の結果、死亡事件に至るケースが報道される件数が増えてきている。こうした状況に鑑み、2019年6月19日に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立したが、依然として「事後対策の強化」の性格が強く、「予防対策の強化」の要素が弱い。本稿では、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会による「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」の「個別調査票による死亡事例の調査結果」の再検証をおこなった結果、経済的な困難が地域社会との関係を希薄化させ、児童虐待の発生を助長していることが示唆された。この結果を踏まえ、児童虐待の「社会要因」を低減する予防策強化の必要性について言及している。

1. はじめに

近年、児童虐待の結果、死亡事件に至るケースが報道される機会が増えてきている。こうした状況に鑑み、政府をはじめ、与野党の議員からも対策強化を訴える声が広がり、2019年6月19日に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立した。その内容は、① 児童の権利擁護、② 児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等、③ 検討規定その他所要の規定の整備、という柱であり、児童相談所の設置数や児童福祉司の配置数の増加、関係機関との連携を強化することなど、児童福祉行政の機能を強化することに主眼が置かれている。この法改正を否定するものではなく、一定の意義があるものと受け止めているが、児童相談所における相談や対応の件数が年々増加している状況に鑑みると、この増加傾向を抑制することはできないのかと疑問を抱かざるをえない。一方で、起こってしまった児童虐待はできるだけ早期に対応することで、問題の深刻化を防いでいくことはいうまでもなく重要な視点であるが、他方では、児童虐待は起こらないに越したことはない。それは、児童期に被虐待の経験をする、心身の発達に影響が出るばかりでなく、大人になってからも情緒不安定になったり精神障害になったりすることがあるからである。つまり、「事後対策の強化」は必要であるものの、「予防対策の強化」にもっと大きな力

を注ぐべきであると考え。とりわけ、筆者は児童虐待の起こる要因が、当事者の個性によるものだけではなく、当事者を取り巻く社会性によるところが大きいものと考えており、児童（児童福祉法に定めるところの18歳未満を想定）を養育する社会環境にも目を向けていく必要があるものと考え。よって、児童虐待の発生要因について「社会要因」に着目した分析を試みることを目的とする。

以上の問題意識から、本稿では、第1に、児童虐待の問題性について整理をおこない、第2に、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会による調査結果のデータを再分析し、その結果を踏まえて、第3に、児童虐待をめぐる政策課題について考察をおこなうこととする。

2. 「児童虐待問題」に関する研究課題

(1) 「児童虐待」の定義

「児童虐待」の定義については、児童虐待の防止等に関する法律¹⁾(以下、児童虐待防止法)にもとづいて概説する。

まず、同法第1条には、「児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼす」と規定されているように、「心身の成長」や「人格の形成」に「重大な影響を与える」可能性がある行為であることが認識されている。しかし、同法第2条の規定にあるように、その加害者として想定されているのが「保護者」（親権を行う者、未成年後見人その他の者、児童を現に監護する者）であり、範囲が限定的ではあるが、その保護者が監護する「児童」（18歳に満たない者）に対して、以下の行為（同法第2条に規定）をおこなった場合に、「児童虐待」と認定される。

第1は、「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること」であり、これらの行為は一般的に「身体的虐待」と呼ばれている。

第2は、「児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること」であり、これらの行為は一般的に「性的虐待」と呼ばれている。

第3は、「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること」であり、これらの行為は一般的に「ネグレクト（保護の怠慢・拒否）」と呼ばれている。なお、後者の「保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる

1) 第2次世界大戦前の1933年に同名称の法律が制定されたが、戦後の1947年に児童福祉法が制定された際に統合されて廃止となった。その後、2000年5月に現行法が制定（同年11月施行）され、概ね3年ごとの見直し（改正）を経て、2017年に最終改正がおこなわれている。

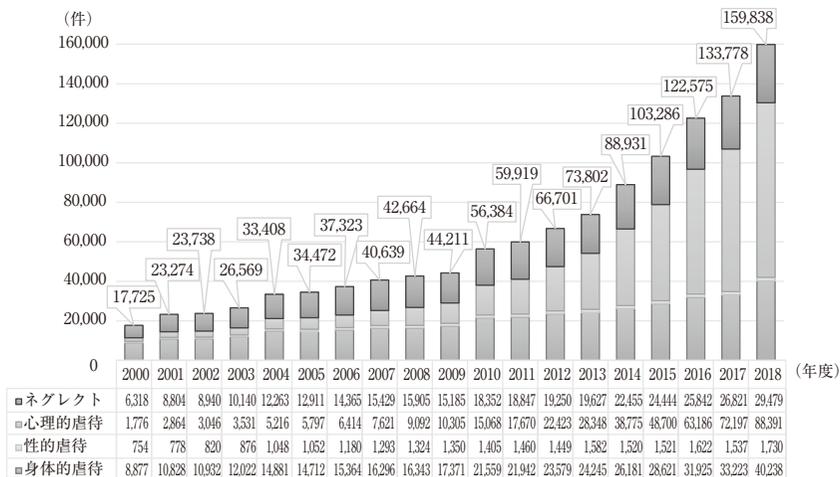
行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること」については、2004年の法改正において追加された。

第4は、「児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者（事実婚含む）に対する暴力（配偶者の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」であり、これらの行為は一般的に「心理的虐待」と呼ばれている。なお、後者の「児童が同居する家庭における配偶者（事実婚含む）に対する暴力（配偶者の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」については、一般的に「面前DV（暴力の目撃等によるもの）」と呼ばれており、2004年の法改正において追加された。

（2）児童虐待の現状

児童相談所における児童虐待相談として対応した件数²⁾については、図1のとおり、2018年度が159,838件となっており、最近5年間をみても件数が急増していることがわかる。こ

図1 児童相談所における相談種別別にみた児童虐待相談の対応件数の推移



（注）2010年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値を掲載している。

（出所）厚生労働省「福祉行政報告例」各年度版より作成

2) 相談対応件数とは、児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等をおこなった件数である。

表1 児童相談所における相談種別別にみた児童虐待相談の対応件数の推移（内訳）

年度	総数	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	否保護の怠慢・拒（ネグレクト）	（再掲）	（再掲）			（再掲）		
						心理的虐待	保護の怠慢・拒否（ネグレクト）			保護者以外の者による虐待		
						暴力の目撃等によるもの	棄児	置き去り児童	登校・登園の禁止	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待
2000	17,725	8,877	754	1,776	6,318	—	—	—	—	—	—	—
2001	23,274	10,828	778	2,864	8,804	—	—	—	—	—	—	—
2002	23,738	10,932	820	3,046	8,940	—	—	—	—	—	—	—
2003	26,569	12,022	876	3,531	10,140	—	—	—	—	—	—	—
2004	33,408	14,881	1,048	5,216	12,263	—	—	—	—	—	—	—
2005	34,472	14,712	1,052	5,797	12,911	—	—	—	—	—	—	—
2006	37,323	15,364	1,180	6,414	14,365	—	—	—	—	—	—	—
2007	40,639	16,296	1,293	7,621	15,429	—	—	—	—	—	—	—
2008	42,664	16,343	1,324	9,092	15,905	—	—	—	—	—	—	—
2009	44,211	17,371	1,350	10,305	15,185	—	25	212	—	—	—	—
2010	56,384	21,559	1,405	15,068	18,352	—	28	202	—	—	—	—
2011	59,919	21,942	1,460	17,670	18,847	—	30	154	—	—	—	—
2012	66,701	23,579	1,449	22,423	19,250	—	44	209	—	—	—	—
2013	73,802	24,245	1,582	28,348	19,627	—	27	104	—	—	—	—
2014	88,931	26,181	1,520	38,775	22,455	—	18	147	—	—	—	—
2015	103,286	28,621	1,521	48,700	24,444	—	23	154	—	—	—	—
2016	122,575	31,925	1,622	63,186	25,842	33,585	18	454	294	587	371	376
2017	133,778	33,223	1,537	72,197	26,821	43,422	37	682	235	571	399	476
2018	159,838	40,238	1,730	88,391	29,479	52,423	74	754	414	638	428	484

（出所）図1に同じ

の増加について、厚生労働省「平成30年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数<速報値>」においては、「心理的虐待に係る相談件数の増加」をあげており、「心理的虐待が増加した要因として、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案（面前DV）について、警察からの通告が増加」したことを説明している。児童虐待の定義については、児童虐待防止法施行後に数回の改定がおこなわれており、範囲が拡大したことで、関係機関における認識が高まったことが増加を後押ししている面もあることがうかがえる。裏返すと、改定以前の児童相談所による児童虐待相談の対応件数は、表層的なケースが捕捉されてきた可能性が否めない。

また、表1は、児童相談所における相談種別別にみた児童虐待相談の対応件数の推移であるが、4種類の児童虐待の内訳について補足したものである。既述のとおり、「暴力の目撃等によるもの（面前DV）」の件数が多いうえ、毎年1万件ほどの増加がみられる。

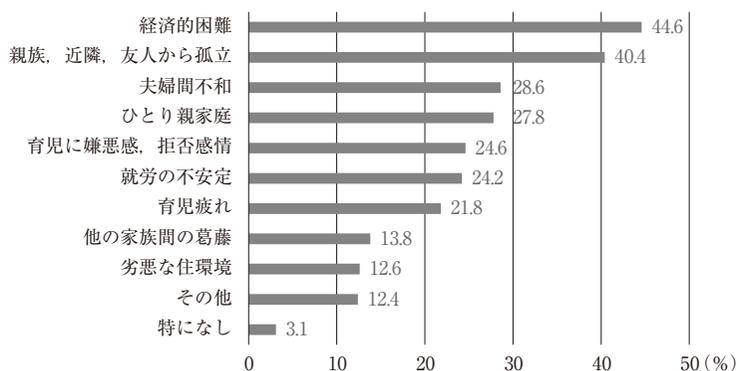
（3）児童虐待の発生要因

児童虐待の発生要因については、時間の経過とともに多様化してきたものと考えられる。

児童虐待が社会問題化した1990年代頃の趨勢は、大別すると「社会要因」と「個別要因」に分けられ、前者の「社会要因」は図2にみられる項目などがあげられるが、後者の「個別要因」については「虐待の連鎖」を指摘する見解が多く聞かれ、心理的・精神的な病理性に起因するとする見方があった。どちらが正しいかという議論はもはや過去のことであり、今日の見方としては、「社会要因」と「個別要因」が相互に作用しあい、児童虐待につながるメカニズムはかなり複雑化しているという認識がなされているといえる。

実際に、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会による「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」においては、「加害の動機（心中以外の虐待死）」について示しており、表2は第15次で示されたものである。量的に処理されているために個別事例の動機を関連づけることはできないが、動機の要素が多様であるうえ、数値も各報告次で特徴が異なるように見受けられる。また、同委員会では、全検証対象事例の中でも特徴的で、かつ、特に重大であると考えられる事例について、都道府県・市町村及びその関係機関等を対象に、事例発生当時の状況や対応等の詳細に関してヒアリング調査を行っているが、虐待が発生した要因についての断定はしておらず、報告書の「留意すべきポイント」の「生活環境等の側面」についても、「児童委員、近隣住民等から様子が気にかかる旨の情報提供がある」、「生活上に何らかの困難を抱えている」、「転居を繰り返している」、「孤立している」としている。

図2 児童虐待につながると思われる家庭に多い経済的困難・孤立（1997年）



- (注) 1. 全国児童相談所長会「全国児童相談所における家庭内虐待調査」(1997年)により作成。
 2. 虐待につながると思われる家庭の状況について、全国175の児童相談所における調査結果(複数回答)
 3. 対象は被虐待児童1,502例。
 (出所) 内閣府(2002)『国民生活白書(平成13年度)～家族の暮らしと構造改革～』ぎょうせい

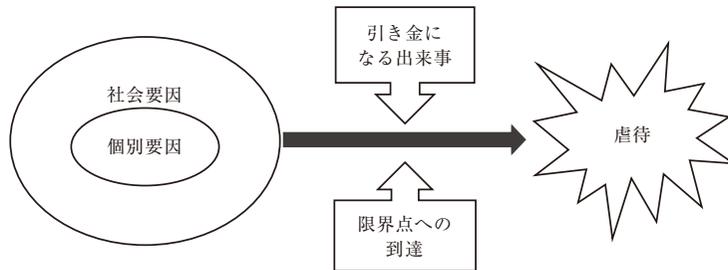
表2 個別調査票による死亡事例の調査結果における加害の動機（心中以外の虐待死）（複数回答）

区分	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次
しつけのつもり	人数	9	9	7	9	10	8	3	10	3	4	5 (2)	4 (0)	2 (0)
	構成割合	18.0%	16.1%	11.5%	11.5%	14.9%	16.3%	5.9%	17.2%	5.9%	11.1%	9.1%	8.2%	3.8%
子どもがなつかない	人数	0	5	2	1	1	1	0	0	0	1	1 (0)	0 (0)	1 (1)
	構成割合	0.0%	8.9%	3.3%	1.3%	1.5%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.8%	1.9%	0.0%	1.9%
パートナーへの愛情を独占され たなど、子どもに対する嫉妬心	人数	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	2.0%	0.0%	1.7%	2.0%	2.8%	0.0%	0.0%	0.0%
パートナーへの怒りを子どもに 向ける	人数	0	2	1	1	0	1	0	2	0	0	0 (0)	1 (0)	1 (0)
	構成割合	0.0%	3.6%	1.6%	1.3%	0.0%	2.0%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	1.9%
親性の疾患等の苦しみから子ども を救おうという主観的意図	人数	0	0	2	2	0	0	1	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	構成割合	0.0%	0.0%	3.3%	2.6%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
子どもの暴力などから身を守る ため	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
MSBP（代理ミュンヒハウゼン 症候群）	人数	0	0	0	0	3	0	0	1	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.5%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
保護を怠ったことによる死亡	人数	3	5	18	13	4	8	11	9	9	6	6 (0)	8 (4)	9 (2)
	構成割合	6.0%	8.9%	29.5%	16.7%	6.0%	16.3%	21.6%	15.5%	17.6%	16.7%	11.4%	16.3%	17.3%
子どもの存在の拒否・否定	人数	0	5	5	6	8	10	2	3	4	4	5 (0)	6 (0)	3 (3)
	構成割合	0.0%	8.9%	8.2%	7.7%	11.9%	20.4%	3.9%	5.2%	7.8%	11.1%	31.8%	12.2%	5.8%
泣きやまないことにはいらだった ため	人数	0	0	4	13	5	5	6	7	8	4	2	5 (0)	6 (0)
	構成割合	0.0%	0.0%	6.6%	16.7%	7.5%	10.2%	11.8%	12.1%	15.7%	11.1%	4.5%	9.6%	2.0%
アルコール又は薬物依存に起因 した精神症状による行為	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1 (1)	0 (0)	2 (0)
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	3.8%
依存系以外に起因した精神症状 による行為（妄想などによる）	人数	3	5	4	7	2	1	2	2	2	2	3 (0)	6 (0)	0 (0)
	構成割合	6.0%	8.9%	6.6%	9.0%	3.0%	2.0%	3.9%	3.4%	3.9%	5.6%	6.8%	12.2%	0.0%
その他	人数	23	6	1	2	10	3	7	9	2	1	9	12 (3)	10 (4)
	構成割合	46.0%	10.7%	1.6%	2.6%	14.9%	6.1%	13.7%	15.5%	3.9%	2.8%	20.5%	23.1%	20.4%
不明	人数	12	19	17	24	23	11	20	13	22	13	6	14 (2)	13 (10)
	構成割合	24.0%	33.9%	27.9%	30.8%	34.3%	22.4%	39.2%	22.4%	43.1%	36.1%	13.6%	26.9%	26.5%
計	人数	50	56	61	78	67	49	51	58	51	36	44	52 (8)	49 (18)
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（注）（）内は、都道府県等が虐待による死亡と断定できないと報告のあった事例について、「児童虐待等要保護事例の検証結果等について（第15次報告）」（2019年8月）
 待死として検証すべきと判断された事例の内数。

（出所）社会保険審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第15次報告）」（2019年8月）

図3 児童虐待の発生要因に関する仮説図



これに対して、新保（2005：288-293）は児童虐待の発生要因について、「『ストレス』要因」と「『子育て力』要因」をあげ、この要因の高低の組み合わせでA～Dの4グループの分類をおこなっている。このグループ化は、既述の「社会要因」と「個別要因」とをミックスさせたものであり、要因を分解することで政策的な課題を明確にしようとしている。また、清水（2010：49-63）は調査結果をもとに、「経済・就労問題」、「親の心身問題」、「親族とのつながり」などの要因をあげており、「社会要因」と「個別要因」とが絡み合っていることを示している。

今後の分析を進めるにあたり、児童虐待の発生要因について大雑把に整理しておく必要があるが、図3は、筆者が考える仮説図である。児童虐待に至ってしまうのは加害当事者個人であり、その個人の個人的な特徴が虐待という行為に至らしめていることはいうまでもない。しかし、同様の個別性を有している場合でも、虐待という行為に及ぶか及ばないかは、就業や社会保障による経済的な安定性の有無、また、福祉サービスや親族・近隣等のサポートの有無などによって異なってくるものと考えられる。つまり、加害当事者の個別要因も社会要因のあり方次第で変化するということである。そこに何らかの共通性があるのではないかと考える。

(4) 研究課題

以上を踏まえて、個別調査票による死亡事例の調査結果（心中以外の虐待）を用いて児童虐待が発生する要因について分析を試みる。昨今の児童福祉法および児童虐待防止法のいずれの法改正も、児童の虐待による影響を最小限にとどめるために必要な議論がなされているとはいえ、これらの法律が虐待の「予防」を促すものとなっているとはいえ。児童虐待の発生要因には、経済的な困窮やそのことにもなう社会的孤立など、「社会要因」が背後にあるとする仮説をもとに、分析を進めることとする。

3. 児童虐待死亡例にみる「個別要因」と「社会要因」に関する分析

(1) 分析に用いるデータ

既述のとおり、児童虐待の発生要因に関する仮説としては、「社会要因」が「個別要因」に影響し、何らかの契機（引き金になる出来事、限界点への到達）が重なることによって生じるというものである。この仮説を検証するために、変数としては、表2に示した「加害の動機」に加え、表3に示した「経済状況」と「地域社会との接触状況」とを用いて、相互の関係性を分析するためにコレスポネンデンス分析をおこなうこととする。なお、分析にあたっては、「その他」および「不明（・未記入）」の数値は除外している。

(2) 分析結果

図4は、「加害の動機」、「経済状況」と「地域社会との接触状況」の変数を用いておこなった児童虐待の発生要因に関するコレスポネンデンス分析の結果（散布図）である（1軸・2軸ともに1%未満水準で有意）。この結果から1つの大きな特徴がみられるが、それは「経済状況」が「地域社会との接触状況」に影響し、さらに「加害の動機」にも影響していることがうかがえるということである。

楕円で囲んだ領域A（以下、領域A）をみると、「経済状況」については、「生活保護世帯」、「市町村民税非課税世帯」および「市町村民税課税世帯（所得割のみ非課税）」が含まれており、これらは総じて「低所得世帯」と分類することができよう。また、この「低所得世帯」が多い報告次が含まれている領域Aでは、「地域社会との接触状況」において「乏しい」や「ほとんど無い」が含まれている。つまり、経済的な困難が地域社会との関係を希薄にしていることがみて取れる。さらに、「加害の動機」に着目してみると、物理的、感情的な非充足感をあらわす動機が多く含まれているように見受けられる。少し強引ではあるが、マズロー（A. H. Maslow,）が提唱した「欲求5段階説」にあてはめてみると、領域Aの「加害の動機」は、「安全の欲求」（安全な環境、経済的な安定、健康の維持）と「社会的欲求」（集団等に属することへの満足感）の要素が含まれているように考えられる。

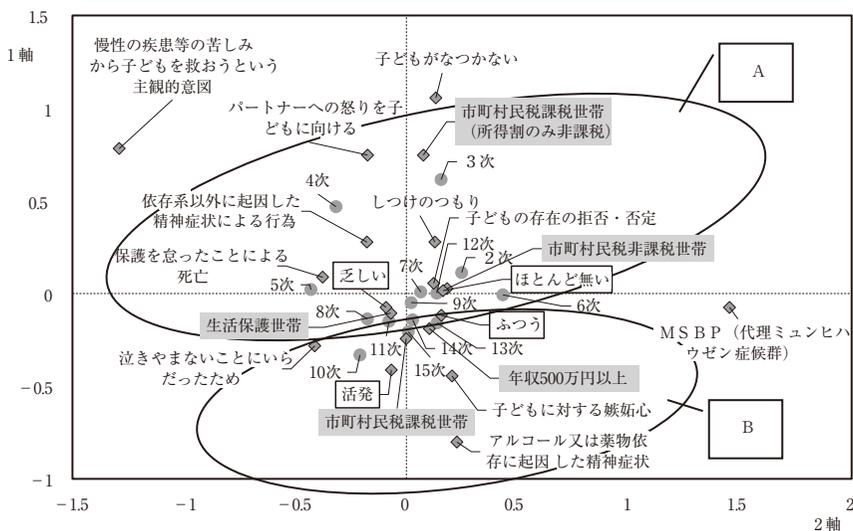
もう1つの楕円で囲んだ領域B（以下、領域B）をみると、「経済状況」については、「市町村民税課税世帯」および「年収500万円以上」が含まれており、これらは総じて「並以上所得世帯」と分類することができよう。この「並以上所得世帯」が多い報告次が含まれている領域Bでは、「地域社会との接触状況」において「ふつう」や「活発」が含まれている。つまり、経済的な安定が地域社会との結びつきを強めていることがみて取れる。さらに、「加害の動機」に着目してみると、マズローの「欲求5段階説」でいうところの「承認の欲求」（存在価値を認めてもらい尊重されたい）の要素が含まれているように考えられる。

表3 個別調査票による死亡事例の調査結果における経済状況と地域社会との接触状況（心以外の虐待死）

	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次
生活保護世帯	4	2	4	4	2	6	4	10	5	5	4	5	4	2
市町村民税非課税世帯（所得割、均等割ともに非課税）	9	5	7	3	7	7	6	8	4	3	8	10	6	7
市町村民税課税世帯（所得割のみ非課税）	4	3	5	1	1	0	0	1	0	0	1	2	1	2
市町村民税課税世帯（年収500万円未満）	9	5	1	12	6	6	5	12	12	5	8	10	14	9
年収500万円以上	4	3	2	3	4	4	1	1	5	4	2	5	5	8
不明	23	33	33	50	44	24	29	24	23	19	20	16	19	22
計	53	51	52	73	64	47	45	56	49	36	43	48	49	50
ほとんど無い	14	9	11	9	19	14	11	19	7	11	11	11	10	11
乏しい	9	7	8	12	7	5	4	6	13	11	10	6	13	9
ふつう	8	7	7	7	13	6	9	13	8	3	7	19	13	12
活発	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2	1	2	1	0
不明・未記入	17	28	26	44	25	22	21	17	21	9	14	10	12	18
計	53	51	52	73	64	47	45	56	49	36	43	48	49	50

(出所) 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第2～15次報告）」より作成

図4 児童虐待の発生要因に関するコレスポネンス分析の結果(散布図)



(出所) 筆者作成(データは、表2および表3に同じ)

以上の分析結果から、経済的な問題の有無(経済状況という「社会要因」)によって、児童虐待の加害当事者の社会関係(地域社会との接触状況という「社会要因」)に影響を与え、これらが加害当事者の有する特徴(加害の動機という「個別要因」)に影響することが示唆された。

4. 児童虐待発生の「社会要因」に対する政策課題の考察

(1) 児童虐待防止対策の現状と課題

表4は、児童虐待防止対策の経緯について示したものである。児童福祉法の改正により、児童の尊厳や社会的養護の視点が高まったことは意義があるといえる。また、児童虐待防止法の制定と改正により、これまでに潜在化してきた児童虐待のケースが顕在化することに寄与してきたことに加え、救済の手が広がったことなど、意義のある対策が制度上は取られてきたといえる。しかし、これらの制度の狭間を縫って虐待による死亡例が依然として生じている。こうした状況は、いわば「イタチごっこ」の様相を呈している。

こうしたなかで、児童虐待に係る専門職を養成しようとする動きもみられるが、増加する児童虐待の件数に比例して熟練者の数を増やしていくことは決して容易ではない。仮に熟練者が増加したとしても、問題の深刻なケースが多発すれば、専門職といえども心身の負担が大きくなり、職務を維持することが困難になることが予期される。これは、「費用対効果」の面でも同様で、費用と労力をかけて取り組んだとしても、児童虐待の発生要因を根本的に

表4 児童虐待防止対策の経緯

年	法改正等	内 容
2000	児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）の成立（2000年11月施行）	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待の定義（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待） 住民の通告義務等
2004	児童虐待防止法・児童福祉法の改正（2004年10月以降順次施行）	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待の定義の見直し（同居人による虐待を放置すること等も対象） 通告義務の範囲の拡大（虐待を受けたと思われる場合も対象） 市町村の役割の明確化（相談対応を明確化し虐待通告先に追加） 要保護児童対策地域協議会の法定化等
2007	児童虐待防止法・児童福祉法の改正（2008年4月施行）	<ul style="list-style-type: none"> 児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化等
2008	児童福祉法の改正（一部を除き2009年4月施行）	<ul style="list-style-type: none"> 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等子育て支援事業の法定化及び努力義務化・要保護児童対策地域協議会の機能強化・里親制度の改正等家庭的養護の拡充等
2011	児童福祉法の改正（一部を除き2012年4月施行）	<ul style="list-style-type: none"> 親権停止及び管理権喪失の審判等について、児童相談所長の請求権付与・施設長等が、児童の監護等に関し、その福祉のために必要な措置をとる場合には、親権者等はその措置を不当に妨げてはならないことを規定・里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合の児童相談所長の親権代行を規定等
2016	児童福祉法・虐待防止法等の改正（一部を除き2017年4月施行）	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法の理念の明確化・母子健康包括支援センターの全国展開・市町村及び児童相談所の体制の強化 里親委託の推進等
2017	児童福祉法及び児童虐待防止法の一部改正（2018年4月施行）	<ul style="list-style-type: none"> 虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとする等 児童等の保護についての司法関与を強化する等
2019	児童福祉法等の一部改正（2020年4月施行等）	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護（体罰の禁止の法定化等）、児童相談所の体制強化、児童相談所の設置促進、関係機関間の連携強化など

（出所）厚生労働省「児童虐待防止対策について」より作成

低減していかなければ、財政負担は膨れ上がるばかりである。このような悪循環の状態を改善するために、まずは、マズローの「欲求5段階説」でいうところの「生理的欲求」と「安全の欲求」を社会的に保障していくことにあると考える。

(2) 児童虐待の「予防」のための課題

2000年に現行の児童虐待防止法が施行されて20年が経過しているが、その対応がおこなわれる児童相談所での児童虐待に関する相談対応件数は増加の一途を辿っている。このような児童虐待の相談対応件数の増加については、虐待の定義が拡大されたことに加えて、児童が関係する機関や専門職を中心に、国民全体の児童虐待に対する認識が高まったことが潜在化していた問題を顕在化させてきた部分がある。しかし、他方では、所得の減少による共働きなどによる児童の養育条件の悪化のほか、福祉サービスの不足や社会関係の希薄化によるインフォーマルなサポートの低減などによる養育環境の変化が生じ、「相談できる相手がない」、「サポートしてくれる人がいない」といった厳しい「子育て環境」にあることは否定できない。こうした状況を「我慢が足りない」や「根性がない」といった精神論で封じ込めようとする論調もあるが、こうした論調に「子宝思想」が重なり、「子育て=自己責任」とする考え方が少子化に拍車をかけ、さらには児童虐待の発生を未然に防ぐことにつながってこなかった要因であると考えられる。産業構造がめまぐるしく変化するなかで人々の生活様式が変化し、多様化し、個人や家族の扶養能力が低下していることに鑑みれば、「子どもは社会の宝」として養育者を社会的にサポートしていく必要があるものと考えられる。つまり、「生理的欲求」と「安全の欲求」を社会的に確実に保障していくことである。

5. むすびにかえて

本稿は、児童虐待による死亡事例のデータを用いたミクロ的な視点からの発生要因の分析であった。あつてはならないが発生してしまっている死亡事例の少数のデータで、かつ、比較が可能な項目（変数）を用いた分析であったことから、この分析が社会的標準を担保するものとはいいがたい。今後、児童虐待によって死亡するケースが発生しないようにするためにも、不幸にして発生してしまった死亡事例のデータを最大限活用し、さらにマクロ的な分析への橋渡しになるよう、今後の研究につなげていきたい。

参考文献

- 太田由加里（2007）「児童虐待死亡事例の検証と再発予防に関する今後の施策」『田園調布学園大学紀要』
新保幸男（2005）「児童虐待の発生要因と政策対応の方向性」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世代の社会保障』東京大学出版会
清水克之（2010）「児童相談所から見る子ども虐待と貧困」松本伊智朗編著『子ども虐待と貧困—忘れられた子ども』のいない社会をめざして—』明石書店
宮寺良光（2016）『貧困問題をめぐる地域課題研究—岩手での調査・実践の記録—』ブイツーソリューション